

< 事業の目的 >

水源林造成事業は、奥地水源地域の民有保安林のうち、所有者の自助努力等によっては適正な整備が見込めない箇所において、分収造林契約方式により造林地所有者が土地を提供し、造林者が植栽、植栽木の保育及び造林地の管理を行い、森林整備センターが費用の負担と技術指導等を行うことで、森林の有する公益的機能の高度発揮を図る事業です。

< 事業の内容 >

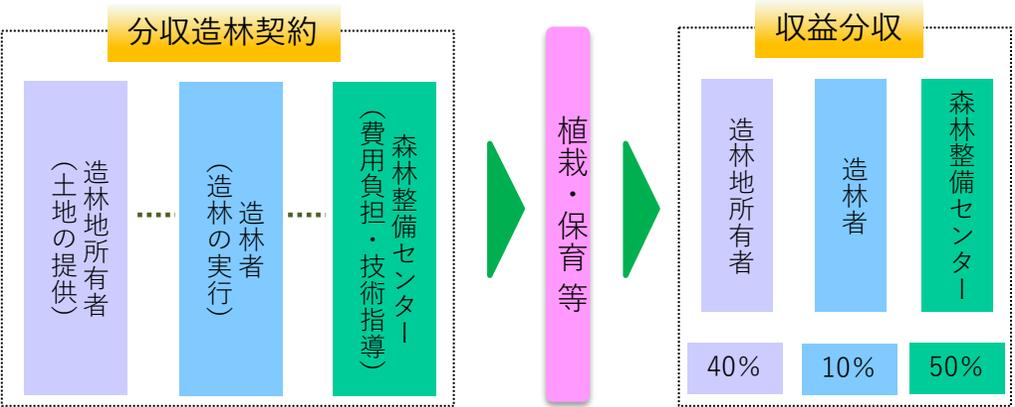
水源林造成事業地において除間伐等の森林整備を計画的に実施することで、樹木の成長や下層植生の繁茂を促し、森林土壌等の保水力の強化によりピーク流出量の発生時間を遅らせる等、流域治水を強化促進します。

< 事業の内容 >

< 事業イメージ >

1. 事業の仕組み

3. 水源林造成事業対象地のイメージ



無立木地

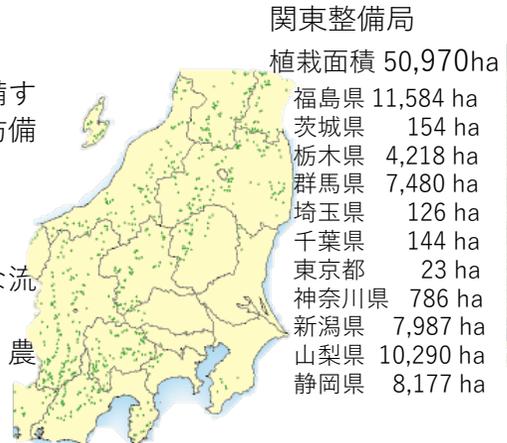
散生地

粗悪林相地

2. 契約の要件等

< 対象地 >
水源かん養保安林、水源涵養の目的を兼備する土砂流出防備保安林もしくは土砂崩壊防備保安林のいずれか（いずれも予定地でも可。）

< 位置 >
① 2以上の都府県にわたる流域等の重要な流域
② ダム、水道施設（簡易水道を含む。）、農業用水施設の上流域など



4. 水源林造成事業実施イメージ



針交混交林



育成複層林